

◇この議事速報は、正規の会議録が発行されるまでの間、審議の参考に供するための未定稿版で、一般への公開用ではありません。

◇後刻速記録を調査して処置することとされた発言、理事会で協議することとされた発言等は、原発言のまま掲載しています。

◇今後、訂正、削除が行われる場合がありますので、審議の際の引用に当たっては正規の会議録と受け取られることのないようお願いいたします。

川内委員長 次に、馳浩君。

馳委員 委員長に私からもお願い申し上げます。下村委員からの、立法院として、委員会として、法令に基づいた、やはり認可すべきという決議を出すことも大切ですが、そのプロセスについて立法院として理解をしておくことも必要ですので、三大学の設置準備室、三大学の代表、関係者をお招きしての参考人質疑と、加えて、この問題に限って集中質疑をしていただくように、これはお願いを申し上げます。

我が党自由民主党は、きょう二時間三十分ほどいただいておりますので、ちょっと丁寧にやらせていただきますけれども、ほかの党の皆さん方も、これはどう考えても、法律に基づいて大学設置審議会も設置をされていて、そこから諮問を受けて、そして最終的に大臣が判断をするという準則化されたルールの中での問題点に、いきなり木に草を

接ぐような新ルールという話を大臣が持ち出されていきます。これは我々はどう考えても容認できません。

したがって、この問題を整理するためにも、早急に集中質疑と参考人質疑をやって、この問題の理解をみんながするように私は求めたいと思いますが、委員長、いかがでしょうか。

川内委員長 重く受けとめて、理事会で協議させていただきますというふうに思います。

馳委員 下村さんから非常に細かく指摘もしております。私、ちょっと時系列でお伺いしたいと思います。

まず、板東局長が、大学設置審議会からの答申を受けて、田中大臣にまず最初に説明に上がったのはいつのことですか。

板東政府参考人 十月の二十六日だったかと思っております。

馳委員 大臣、その十月二十六日に担当の板東局長から、大学設置審議会からの答申が出ましたしたがって、法律に基づいて認可の手続をしてくださいます、多分そういうふうにおっしゃったと思うんですが、それで間違いはないのかどうかと、そのときに大臣はどのようにお答えになったのかを教えてください。

田中事務大臣 十月一日に文科相に着任いたしました。

その後ずっと、かなり集中的なレクチャーが各局からございまして、その中で、高等局に対しては、今申し上げましたことを繰り返しませんけれども、新しい設置審のあり方、これは私も議員に

なっておりますと、日本の大学のあり方が余りにたくさん規制緩和され過ぎてきて、いい学校はもちろんございしますが、そのことによって相当質が低下してきて、企業が非常に困っている。識字率もどうなる、四字熟語もわからない、語学も、そのほかエトセトラですけれども。

そういう中で、もっと、例えば二年制でもすばらしい学校もあるし、専門学校もありますし、高等専門学校も就職率が百何十倍なんというほどあるんですね。ですから、人のそれぞれ生きがいというものがあつて、その中でもって、短くします、ちゃんと自分に合った教育を受けられる。大学に行かなくても、例えば松下幸之助さんだって、本田さんもおられるわけだし、いろいろな、やはり多様な人を輩出するような日本にしていけないとグローバルゼーションに対応できないので、設置審のあり方には問題があるということは申し上げます。

ただし、直接聞いたのは十月の二十六日の午後であったかと思えます。（馳委員「何と答えたの、そのときは」と呼ぶ）答えたのはですか。経緯を言わないとおわかりにならないと思つたものですか。

答えは、それにはちょっと問題があるんじゃないやありませんかということ、細かく、一言一句は覚えておりませんが、

馳委員 やはり笠副大臣に、ここは確認しなきゃいけないですね。

大臣はそういう問題意識を持ってこられていた。であるならば、十月一日の後、一カ月間の間で、

政務三役であるいは民主党の皆さん方の文部科学部会において、その大臣の問題意識を踏まえて、協議をし、関係者の意見を聞き、法令に基づいての対応、それに大臣の思いを乗せるにはどうしたらいいかという議論をして当たり前じゃないですか。そんな議論はあったんですか、民主党や政務三役の中で。

笠副大臣 私は、田中大臣が文部科学委員長時代から、この委員会でもいろいろと仕事をさせていたいております。

民主党も、当然ながら、部門の中で、これからの大学のあり方でありますとか、あるいは政務三役の中で、具体的にこの三校がどうだとか、そういった議論をしたことはございませんけれども、大臣の大学教育あるいはさまざまなかかわる高等教育を含めたあり方等々についての問題意識というものについては、何度か伺ったことはございます。

馳委員 何度か伺ったことはございますという答弁では、私の質問の答えにはなっていないですよ。

大臣のそういう問題意識を受けて、政務三役の中で協議をしましたか。また、大臣の思いを実現させるために、これは議院内閣制ですからね、党内で議論し、その改革の方向性を応援しようという、こういう議論をしましたかと聞いています。いかがですか。

笠副大臣 私は、十一月の二日の日に、今回の大臣の方針というものを、記者会見で第一報を受けました。その後、文部科学省の方からも、役人

の方からも、詳細、経緯について説明を受けましたけれども、それ以降は、この大臣の方針を受けてどう対応するのかということ、今、常に議論をさせていただいております。

馳委員 今、民主党の議員の皆さん、聞きましたね。笠副大臣ですら、十一月二日の記者会見を受けて、この問題が顕在化したことを知ったんですよ。

田中大臣、ここは大事なところですよ。あなたの問題意識を下村さんも私も共有しています。そのことを今指摘しているではありませんよ。ね。法令に基づいて手続を済ませ、答申が上がった。

板東さんから十月二十六日に報告があった。それに対しては、肅々と、大臣として、審査基準にのっとって上がってきたものについては認可をするという答えをすれば、それでよかったですか。

プラスですよ、私はこういう問題意識を持っているので、大臣一人だけではだめだから、党としても問題意識を共有してもらい、それから政務三役にも問題意識を共有してもらい、大きな、大がかりな改革をするというのであるならば、これはまさしく中教審レベルに専門的な審議を求め、申請の上がつてくる来年三月の前までに諮問をし答申を出せと。そのぐらいの剛腕は我々も容認できますが、今やっていることは混同していることですよ。そう思いませんか、大臣。

田中事務大臣 弁解にならないとおっしゃるかもしれませんが、新内閣が発足したころはまだ国会も休会中で、視察もありましたし、みん

な極めて熱心でアクティブで、あちこちに行っておられて、全員が集まって、よいしょと集まることは、最近は一週に一回ぐらいずつ細かくやっておりますけれども、なかなかそうはいかなくて。

ただ、私の考えは、文部科学委員長のころから、ずつと、こういう考え方については、皆さん事務方も、中の一緒にいる方たちは皆さん共有しておられたことで、それはもう話をいたしました。

ですから、板東局長からこの話をいただいたときも、ほかの幹部もみんないるわけですから、二人だけで話なんかしておりません。役所にいらしたらぜひ訪問していただきたいと思いますが、皆で共有して、どうするかといった結果、導き出された結論であるということはしっかり申し上げておきます。

馳委員 では、十一月二日の記者会見は何だったんですか。

十一月二日の午前と報道されておりますが、板東局長、三大学に対してどういふ電話をしたんですか、もう一度お答えください。

板東政府参考人 正確にちよつと言葉を再現できないかと思えますけれども、大学設置審議会の答申が昨日出た、それについて認可を認めるべきであるという答申がなされた、しかし、現在の情勢のもとにおいて、大学の数の状況とかそういった情勢のもとにおいて、今の仕組みのもとにおいて認可を認めることはできないという最終的な判断が下されるということで、大学の来年度の開設というのは難しくなるということをお断りいたします。

ちよつと言葉が正確でなくて申しわけありません。ちよつとそのとおり再現できていないかと思ひますけれども、内容的には今のようないかたございました。

ただ、そのときに、基準の見直しの問題についても早急に行くということを言わせていただいたところでもございます。

馳委員 前川官房長にここは聞かなければいけないですね。本当は森口事務次官に、これはやはり文科省としても緊急を要する大きな問題だという認識があつたと思ひますから。

三大学に対して、設置審議会からは認可の答申が出た、けれども最終的に大臣の方針で認可することができないというふうな連絡をしなければいけないとなつたときに、当然事務方のトップは、これはもしかしたら行政不服訴訟が起こる可能性もあるやというふうに判断するんですよ。板東局長と官僚も入つた大臣との協議は、恐らく十月二十六日から断続的にあつたんだと思ひます。その間、これは森口事務次官はいないので前川官房長にお伺いするんですが、大臣の先ほどからおつしやっておられる方針で、それでよしとして、省内をまとめようとされたんですか。それとも何か收拾しようとして努力をされたんですか。そこをちよつと教えてください。これは物事が決まっていなくプロセスの話なので、ちよつとお聞かせください。

前川政府参考人 政策についての意思決定のプロセスと申しますのは、大臣が一言言つて、それで全部決まるというものでもございませぬし、下

から上げたものを全て大臣がお認めになるというものでもございませぬので。

二十六日に局長からまず御説明があつた、大臣はそのまゝ認めるという御判断はされなかつた。

その後、また週が明けまして、二十九日、三十日、その間に大臣や関係の幹部とのやりとりがございまして、その中で二日の大臣の記者会見に至るような意思決定まで至つた。

ただ、その二日の時点の記者会見も、まだこれは政策形成の途上のものでございませぬから、その後もまた副大臣、政務官を含めまして、大臣のもとで文部科学省は一体となつてこの政策を考えてきている、こういう状況でございませぬ。

馳委員 きょう、前川官房長は事態收拾のために、奇策というか訴訟にたえられるような発言をされていませぬ。つまり、口頭で連絡はしたけれども、事の決まつた文書を大学側にはまだ出してない、こういうふうな言い逃れをされておられます。これは事実ですか、前川官房長。

前川政府参考人 この三大学につきましての認可、不認可についての処分を決定し、それを通知したという事実はまだございませぬ。ですから、その旨きのうの記者会見でも申し上げたということとは事実でございませぬ。

馳委員 では、ここはやはり大臣。十一月二日の記者会見で、認可しないとおっしゃつたんですよ。不認可とおっしゃつたんですよ。十一月三日の全ての全国紙の報道にはそうありますよ。これはマスコミが間違つた解釈をして報道したんですか。大臣、お答えください。

田中国務大臣 十一月二日の会見で、残念ながら認可するわけにはいきませぬと述べた。これは大学の設置認可のあり方について見直すべき課題がある中で、今の設置認可の仕組みのもとでは新設を認めることはできないという趣旨、先ほど来る下村委員にお答えしたとおりであります。

したがつて、現時点では、不認可の処分を行った事実はありませぬし、今、官房長やら局長たちも、ほかの方たちも、全員がこのことを認識して出てきた結論の表現であります。

馳委員 大臣の後始末をするのに、大変、前川官房長も困つていませぬ。

今のルールのもとでは認可しないんですね。もう一度言明してください。

田中国務大臣 ですから、鋭意、新たなルールをつくつて、それにのつとつて、その三大学も以外のところもですよ、ほかに新設をしたいところですけども、既にできているところは別ですけども、それについては検討をさせていただくということで、事務方も私も納得をしております。

馳委員 もう一回聞きますよ。

今の法令に基づく大学設置審議会があつて、諮問をして、答申を受けて、認可相当である、受けました、このルールのもとでは、今のルールのもとでは、大臣、認可しないんですね。

田中国務大臣 今現在の新しくないルールのもとでは、しませぬ。

馳委員 これは大きな答弁ですよ。前川官房長、今大臣は、今のルールのもとでは

認可しませんと言明しちゃいましたよ。私、きょうは大臣に助け船を出しているつもりなんですよ。慎重に検討しますというふうに言っただけなんですよ。私は、今、助け船を出したんですよ、大臣に。今のルールのもとにおいてもいるいる検討を要するところがありますが、慎重に検討します、そう言えいいじゃないですか。私は、そこまで譲ったつもりなんですけれどもね。これはちよつと私は、大変な答弁を今されたと思います。

では、もう一度、中のことですから、官房長。笠副大臣も、十一月二日に、大臣の記者会見を受けて、びつくりした、大臣の思いを受けて対応すべきだというふうにおっしゃっておられました。十一月二日まで、笠副大臣に、あるいは村井政務官等に、この分野は担当ですよ、お知らせしなかつたんですか。

前川政府参考人 十一月二日の記者会見に至るまでの間におきましては、大臣は事務方とのみ協議を進めておられましたので、その時点では、副大臣、政務官に御報告はしておりませんでした。

馳委員 これが民主党のおっしゃる政治主導なのかと、私はちよつと疑問に思いました。今ちよつと目が合いましたので、村井さん。こつ重要な政策の、その最後の答申の段階になって、大臣が今のルールでは認めないと声明されました。これだけの政策変更をすることによって、どれだけ多くの方々が涙を流し、つらい思いをしておられるかというのは現実ですよ。私は、政治主導というあり方においても、せめて政務三役でこの問題をもんだ上で事務方に指示を出すという

ふうなプロセスをとるべきだったと思いますよ、今お話を伺っていても。政務官としていかがですか。

村井大臣政務官 今、事務方から申し上げましたとおり、私自身も十一月の二日になって今回の三大学の件をお聞きしました。

しかし、田中文化科学大臣が持っている問題意識は共有しています。子供の数はどんどんどんどん減つていつているのに、大学の数はどんどんどんどんふえていつている。一部の大学は全員合格させるようなところもあるのに、私立大学の四五%が定員割れ。本当にこんな大学の状態でいいかどうかといえば、私は文化科学大臣と、やはり、批判されてでも問題意識を共有しています。

その上で、では、政治主導として今後どうするか、政務三役がどうかかわるかということ、今の三大学も含めて、新しい大学の設置基準のルールも含めて、大臣を支えて政治主導で進めていきたいと思えます。

馳委員 これは、委員長、聞いていてちよつと無理がありましたね。

村井さん、もう一回言いますよ。下村さんも私も村井さんも田中大臣も笠副大臣も、問題意識は共有しているんですよ。我が党においても、大学の教育強化というふうな分科会、教育再生本部においていろいろな観点から議論をしていて、やはり今のままじゃだめだなという議論は持つています。しかし、今のルールに基づいて審議会が出してきた答申は認可なんですよ。これをひっくり返す理由がどこにあるんですか。

札幌保健医療大学、秋田公立美術大学、そして岡崎女子大学、それぞれの大学が法令、ルールに基づいて積み上げてきた。もちろん、その間、面接もありましたし、現地に行つて調査官が、どこに大学ができて、教室も、設備、施設も大丈夫ですかと。

もつと大事なことを一つ言いますよ。教員ですよ。専任の教員を準備するのに、必ず開校のリミットというのがありますから、それまでに、今の大学をやめて、今の仕事をやめて新たな大学でやりますという確約書が要るはずですよ。口約束だけじゃだめなはずですよ。四十代、五十代、三十代、教員として専任としてなるつという方々が、どれだけの決断をして、今ある仕事をやめて新たな新設大学に行こうという決断をするかということは大問題なんです。人生の。やはりそれは、教育の質を高めるためには、人間、教授の能力が必要じゃないですか。それを審査するのは文部科学省の大事な仕事なんです。

これはまさしく高等教育局長にお伺いしますよ。新設大学のために専任教授を調える、そのための書類ばかりではなく、その本人に対して、本来に来年の四月からこの大学で専任でやるんですかということを一一人説得して歩くのが設置準備室の仕事なんです。その大変さは板東局長はわかっているはずだと思いますよ。板東さん、いかがですか。

板東政府参考人 大学をつくる場合の一番のやはり重要な部分というのは、御指摘のように教員のところだと思いますので、申請を受け付ける方

の側としても、教員がきちんとそろっているかどうかということが一番重視し、設置審の審査におきまして、専門委員会その他で、やはり教員の質のところを一番重視しながら見ております。それは、大学の設置申請を行う者にとって、教員が確保できるかというのは一番大きな要素であるというふうに思っております。

馳委員 板東局長、かつて秋田県で副知事をなさっていましたね。したがって、秋田の公立美術大学が公立の美術大学として、人材育成、クリエーターの育成、地元の伝統工芸産業などの担い手育成、産業界からも人材育成の面からも大きな役割を担っていることはよく御存じのほうです。したがって、今まで短大でした、そこで働いている先生方のこともよく御存じのほうだと思います。加えて、法律に基づいた大学設置審議会で、学校準備のために多くの労力、お金も、施設整備もなされてきたことはよく御存じのほうです。

これが、最後の最後で、あなたはさつき、裁量がある、政策的な裁量があるとおっしゃいましたけれども、大臣の一言でひっくり返されていると思っただけですか。何で大臣をもっと説得しなかつたんですか。御答弁ください。

板東政府参考人 先ほど大臣から繰り返し御答弁がありましたように、大学の設置認可のあり方基準などにつきましての見直しの必要性というのは、私自身も非常に強く認識をしておりますので、それを一刻も早く実施し、そして、それに基づき新たな認可ということを考えるということについては、大臣と御相談をしながら決めさせていた

いたところでございます。（馳委員「秋田について」と呼ぶ）私自身の個人的な背景のところは、ちよつと御容赦いただきたいと思えます。

三大学につきましては、それぞれしつかりした御準備をしながらということであつたかと思っておりますし、それぞれ地元においてもいろいろな期待が寄せられていたものであるというふうには思っております。

馳委員 だったら、局長にこういう質問をしますよ。

三大学は、新たに大学を設置するための要件をどの部分が満たしていなかったんですか。札幌保健医療大学、秋田公立美術大学、岡崎女子大学、大学設置審議会の基準に従って、どこが要件を満たしていなかったんですか。具体的におっしゃってください。

板東政府参考人 設置審におきましては、大学設置基準あるいは学校教育関係の法令、そういったものに合致しているかどうかということについての専門的な審査をしていただいております。それにつきましては、設置審の方で満たしているというふうに御答申をいただいたと思っております。

先ほど申し上げましたように、設置審の方で、大学として設置基準として定められていることについて要件を備えているということについては、御審査いただいております。思っているというふうに思っておりますけれども、それに加えて大臣の裁量という余地というのがあるのではないかと、先ほどから御答弁をさせていた

いております。

馳委員 これは、局長よりも、今度はまた森口事務次官にかわつて前川官房長にお答えいただくべきやいけないところですね。

大臣の裁量の余地は本来にあるんですか。準則化されたルールに基づいて、本来に大臣の裁量の余地があるのかないのか。もう一度、局長ではなくて、官房長にお聞きをします。

前川政府参考人 学校教育法上、大臣は大学の設置認可の権限を持っている、これはそのとおりでございます。

また、大学の設置認可に關しましては、大学設置・学校法人審議会に諮問しなければならぬ、これも法律上決まっておりますが、その諮問に対する答申が出た場合に、答申どりに認可しなければならぬということまで法律は決めておりません。

また、大学の設置認可は準則主義に立つとは言えないと考えております。準則化と申しますのは、それまで審議会が内規で決めていたものをオープンな形で、大臣の告示の形で世の中に示したということ、透明化を図るということであつたわけですが、それでも、それは準則主義に転じたという意味ではございません。

一定の要件を満たせば当然に認可しなければならぬという拘束を大臣が受けているわけではなく、答申があつても、その答申に仮に反することがあつたとしても、大臣の政策的な判断によつて認可、不認可の決定をするということは可能であるというふうな考えております。

馳委員 そこは恐らく裁判所で判断される部分の答弁だと思います。

そうすると、ただ、これは大臣も御理解をいただけると思うんですが、三大学は申請をし、審査に基づいて今まで対応してきた。施設も、財務管理も、教員の準備にしても、教育の内容や質についても。その期待値、期待を持って、そして条件をクリアしてきた。それに対して、より具体的な説明がないと、ここなんですよね、具体的な大臣としての政策判断の説明がないと、納得できる説明がないと、私は何で文句を言っているかという、十一月二日にいきなりあの記者会見をされたから、期待値を持って、ルールどおりにやっってきたにもかかわらず、ひっくり返されたらと大学側が判断しても当然じゃないですか。そういう方々に対して、非常に具体的に合理的な説明をしなければいけない責任が大臣にはあるはずですよ。そう思うでしょう。

田中国務大臣 御指摘の点は十二分にわかっておりますけれども、私の問題意識は、政治的に、かみ砕いて申しましたらば、戦後六十六、七年間、馳先生、いいですか、ずっと主に自由民主党の内閣、ほぼですよ、特にこの規制緩和のころ、自民党の大臣、文部大臣経験者、今いなくなっちゃいましたけれども、何人もここに座っておられました。そういう方々も、答申をいわばルーチンワークのように、答申が出たからもうそれでいいと思ってお墨つきの判こを押してきた結果、今申し上げているように、倒産するよう……（発言する者あり）えへへなんて笑わないでください、真面

目にお答えしているんですから。

そういう中で、いろいろな学校が、問題が出てきて、補習授業まで行わなければ社会に出られないような大学生もいることは御存じだと思うんですよ。そういう中で、いつまでもいつまでもみんなで、私が、じゃめくら判を押して、はいわかりましたと言えば事なかれ主義で終わっただしうけれども、どこかで歯どめをかけなきゃならないんですよ。ですから、いつもいつもソフトランディングでみんなにこにこしていらればいいんですが、ハードランディングせざるを得ないときもあるから、私は、この三校のどかが悪いなんてことは具体的に知りませんでしたし、悪いとも思っではおりません。悪いなんて言っていない。そうではなくて、今までのようなやり方ではなくて、違うルールをつくることによって、この三校もエントリーしているのだから、教育の質を向上させて立派な大学生をつくる。

またほかの、堀越学園の二の舞のような、泣く生徒さんや学校が、みんなよかれと思ってアプライして、そうしてなっていくんですよ。しかし、その結果、これだけのいろいろなことが起こっているわけですよ、教育界で。したがって、ここで新しいことの芽を吹かせるよりも、むしろ逆に、今現在ある中での問題こそよく見直していかなきゃいけないということも事務方に同時並行で指示をしております。

馳委員 今、大臣答弁で、二つ指摘しますね。不適切な差別発言がありましたから、これは謝罪して撤回してください。これが一つ。

もう一つは、今の大臣答弁でも明らかになってますね。この三大学は、よくわかっていないんだと思うんですよ。スケープゴート、いけにえにされたとしか私たちは今判断できないです、今の大臣答弁を聞いていたら。

三大学のことをよくわかっていなくて、三大学のことをよくわかっていないにもかかわらず、何で不認可というふうな十一月二日の記者会見をしたんですか。大臣の言っていることとやっていることは支離滅裂ですよ。これは、三大学のことをわかっていなくてこんな記者会見をし、今日の混乱に至っているとすれば、まさしく謝罪をして、撤回してください。早く……（発言する者あり）私はまだ言っていない、早くこれは後始末をつけた方がいいですよ。

大臣が、今るおっしゃっていることを強調すれば強調するほど混乱を増長させますし、その後始末をする文部科学省の職員は、要らぬ仕事をさせられることになりました。ましてや、大学側も訴訟なんてしたいはずじゃないですか。せざるを得ない状況に追い込んだのは、大臣、あなたですよ。だから我々は許せません。

さあ、大臣、さっきの不適切発言の撤回と、三大学をスケープゴートにはいけません。これは切り分けて、何度も提案いたしますよ、中教審に、大臣の問題意識を我々も共有していますから、諮問し、来年三月以前に答申を出させるぐらいの、全体を巻き込んだ議論に昇華させてくださいよ。今のままで突っ張っちゃだめですよ、大臣。いかがですか。

田中国務大臣 不適切発言がありましたことは心からおわび申し上げます。（馳委員「撤回ね」と呼ぶ）撤回もいたします。

それから、三大学について知らなかったというのは、これもちよつとおつちよこしいな表現でしたけれども、幾つ学校があつて、この大学はこつであつて、そういうことではなくて、もう先ほど来つと下村委員にもお答えしているように、今までのようなルーチンワークで、あの審議会から出てきたものに許可さえすれば、全ては事はもめずに、こんなに個人的な誹謗も受けずに済むかもしれないけれども、やはりどこかでこれは、むしろ今ある、許可されている学校の中でも、そして出ていく学生たちの中でも、まだ問題があつて補習の勉強もしなければならぬ、あるいは会社に入つても学力的な問題があると指摘されている人も多いわけですから、そういうところもしつかりと検討しながら、新たなことについては新しいルールをつくつていきたいということでありまして、先ほど来言つてるように、この三校が全部アウトだなんということは言っておりません。

馳委員 より具体的な話になつていゝんですよ。大学の数が多過ぎる、学生の質が低下している、教育力も低下しているのではないか、就職が大変だ、大学の経営も大変だというふうな御指摘と三大学とどう関係があるんですか。おつしやつてく

田中国務大臣 ですから、今までのようなルールではなくて、そこで認められたものではなくて、新しいルールのもとで再チャレンジできるという

ことを申し上げています。

馳委員 申し上げますよ。ゴール目前にして、ゴールテープを百メートル先に延ばすような百メートル競走なんてないですよ、大臣。

法律というのはやはりルールですよ。それに従つて各大学の設置準備室はやつてきているんです。従つて、それも勝手にやつていゝのではなくて、文部科学省の大学設置準備室とやりとりをしながら、どこに不備があるか、教員の質の問題、専任教員がどこまで確保できるか、面積の確保、耐震化を含めて、一々やりとりをしながら準備をしてきているので、来年の開校に向けての準備も並行してやつてきているんです。

そのプロセスで、そこは不備がありますよといつたら、不備があつたら一抜けたとおりることでもできるじゃないですか。おつていゝじゃないですか、申請を出した大学あるいは法人、自治体等も、そういうプロセスを経て十一月初旬を迎えることになりまゝから、だから十月の末に、積み上がった議論を板東局長が大臣のもとにお持ちしたわけですよ。

その新しいルールをいきなり十一月に入つて出してきても、では、今までのきちんとしたルールでやつてきた三大学、そして期待をしていた自治体や法人や、編入しようとする学生や、入学を希望しようとしていた高校生、手続が間に合わなくなつちやうんですよ。手続が間に合わなくなつちやうんですよ。今、目の前にある問題なんですよ。その人たちが泣かせてどうするんですか。これこそ、大臣、いじめですよ。優越的な地位にあ

る権力者が牙をむいていいのは、より最大の権力者であつて、何の不備もない、何の罪、とがもない子供たちや教職員や自治体をいじめていいはずがないじゃないですか。大臣、いかがですか。

田中国務大臣 今現在、四年制で運営されている学校の中でも、倒産をしたり、いろいろ不祥事があつたり、あるいは東専学の問題でありますようにいろいろ不正経理があつたり、教育界、現在ある中でたくさん問題があるので、その準備軍を出さないようにするということも大事です。そのためには、先ほど馳委員も言われたように、やはり答申で十月末、十一月に認められたら、そこから準備をして、建物の工事をつくるとか教員の手配をするような、そういう余裕を持った設置審にしていかないとならない。そうじゃないと、早いところ、早いところは先に、ああ、ビルをつくつちやいました、教授もあれました、パンフレットも集めました、もう生徒も来ます、だから泣かせちゃ困るから許可してねというふうなやり方ではなくて、そのあり方自体をもつとしっかりと伸ばしていききたい。もつとじっくりと考えて、そして、片や、今現在ある学校についても、これ以上問題が広がらないように、そういう準備もつくらぬように他方しながら進めていきたい、かように考えております。

馳委員 じっくりと考えて、申請から審査まで、今日に至つていゝんです。今日に至つていゝルールを……（発言する者あり）

川内委員長 御静肅にお願いします。  
馳委員 なぜ今ごろ新しいルールを加えるんで

すかと私は言っているんですよ。  
下村さんも私も何度も申し上げていきますように、ルールは、今あるルールに基づいて執行されるのが行政としての配慮じゃないですか。幾ら裁量権があるからといって、これはやはり前川官房長、その裁量権のところを拡大解釈し過ぎですよ。一定の制約があつてしかるべきだし、具体的な、合理的な説明になつていないですよ、今の大臣の説明は。いいですか。

それによって不利益をこうむる、また税金を投入したり私財を投入してきている、また来年四月からの開校に向けての準備をしてきている方々に對して、あなたたちが今やっていることは、とても不利な利益を与えているんですよ。

権力のあるただ一人の人が、私は、大臣、議院内閣制だから、文部科学省と政府、それを支えている与党・民主党、国民新党の皆さん、皆さん方が政務調査会において一定の合理的な議論をし、積み上げた議論をした上で政府に答申を出したり意見を出したりし、それに基づいて政務三役あるいは事務方が協議をし、いや、大学の設置審査についてはこの方向性でやろうねという議論があつてから、三大学が、今日のようにいきなりだめになつて助けてくれと言つてきても、それはやはりルールどおりだから、私たちはそれ以上なかなか言えませんが、そうじゃないじゃないですか。  
副大臣ですら十一月二日、板東局長は十月二十六日に説明に行つて、なかなか言うことを聞いてもらえなくて、前川さんに相談をして、森口さんにも相談して、説得できなかったんじゃないです

か、結局。大臣がおつしやつていことはやばい、おかしい、わかつていて説得できなかったら、あなたたち、これは辞職物ですよ。そこまで行政としての責任を放棄しちやいけないうですよ。体を張つて、やはり大臣を説得しなきゃだめですよ。

何度も言いますよ。問題意識は共有しています。先ほど村井さんもおつしやつたように、そのとおりです。したがつて、何度も言います、法令に従つて、大臣、設置認可、速やかに出してください。同時に、中教審に對して、あるいは文科省として、あるいは政府・与党として、この問題について、検討会議を開いて、この問題として来年三月までに決着をつけてくださいよ。

この流れを修正しないと、三大学とも訴訟なんて起こしたくないですよ。起こさざるを得ないですよ、行政不服訴訟、損害賠償請求。それを文部科学省として払うんですか、税金で。大臣が個人で払ってください、そんなことになったら。そのぐらいのことが今起こつていんですよ。

笠副大臣。大臣ばかり今指摘していますけれど、笠副大臣も一蓮託生ですよ。政務三役、政治主導というのであるならば。民主党政権の大臣のもとで起こつた問題ですよ。笠副大臣、事の修正に、大臣を説得してくださいよ。いかがですか。

笠副大臣。今、馳委員が御指摘のとおり、私も副大臣を務めておりますので、一蓮託生という思いでしっかりと取り組んでいきたいというふうに思っています。

それで、きょう、委員会が終わりまして、当該の三つの学校の方々あるいは関係の知事さん、副

知事さんほかとも、文科省に對する今回の事態に對してのいろいろな御懸念や、あるいはいろいろな思いというものを直接私も伺つことになつておりますので、しっかりと大臣とも相談をしながら対応していきたいというふうに思つております。

馳委員。川内委員長、委員長は先ほどから腕組みしている。大体、委員長がそういう姿勢をしているときは、いろいろなことを考えているときであります。もう十何年のつき合いですから、大体わかつていますよ。

これは、大臣、我々は立法府、それから議事録にも残っています。正式な委員会の場でありますから。私はさつき、質問じゃないときにはちよつと失礼なやじも飛ばしていましたが、明確に議事録に残して、立法府として対応すべきなので、これは民主党の委員の皆さんも、他の政党の皆さん方も、現行の法令に従つて、今、田中大臣がやるうとしていことはあつてはならないことなんです。これはやはり速やかに修正すべきであります。強い権限を持つて委員長も指摘すべきです。同時に、私は、なぜさつき集中審議を求めたかというのと、何でもかんでも審議会に丸投げして政策を決めていいというものでもないというこの問題意識は、大臣、それはそのとおりだと思いますよ。でも、大学の理事長や経営者の方が大学の中に詳しいから、教授陣も入れてというのもこの一定の理解は大臣にも得られると思います。だつたら、やはりそれは見直しをしましょうという方向性を得てやるべきなんです。

今、急に、十一月二日から、あれから五日間で、

文部科学省が上を下への大騒ぎしている中で新しいルールを出すというやり方はよくないですよ。ましてや、前川官房長、恐らく、そこに座っていないながらも、新しいメンバーを誰にお願いしなきゃいけないのかとずっと考えていたでしょう。そんなことをやらせちゃだめですよ、官房長や事務次官に。そんな負担をかけちゃだめですよ。民主党と内閣と合意を得て、それから、国会の意見も聞いて大きな改革の方向性を出す。私は、ちよつとおつちよちよいの田中真紀子は、ちよつと言いつ過ぎた、冷静にみんなの意見を聞いてやり直します、それでいいじゃないですか。

何度も言いますよ。三大学に訴訟を起こさせるようなことをしてはだめですよ。いや、訴訟になったら、では司法で解決すればいいんだ、そんな傲慢な姿勢をとつてもいけません。今までのルールで、法令に基づいてやってきているんですから、それはそれでやはり認めてあげるべきなんですよ、大臣、いかがですか。

田中国務大臣 やじを飛ばしたり、どなつたり前は委員長のとくに、私のそのマイクも飛ばされた馳浩さんが本当は非常に優しい人であるということとは私もよく理解しておりますけれども、本件については、独走であるとか、そういうことではなくて、もう六十数年間、戦後ずっとずっとという形でもって、もう諮問が上がってくればそれをよしとしてきていたということを見直さないうでいたために、今現実に、何度も何度も繰り返しています。一日二日で五つ六つの学校名が挙げてくるぐらい、経営難であるとか、借金であると

か、トラブルになる既存の大学があるんですね。

そういう中で、またそれに、みんな初めは青雲の志でよかれと思つてつくつていらっしゃるんですよ。問題を起さうなんて思っている学校はどこにもないんですから。しかし、時代の趨勢の中で、変化の中で、文部科学行政がしつかりとかじを切れなかつたために、逆に、むしろ教育まで自由化してしまつたために、規制緩和したために、こんなに問題が起こつていて、国民の発信力も学力も低下していると言われてるのであれば、どこかでこれは見直さなきゃいけないので、新しい志のある三大学であれば、堂々と、道は開かれていまして、新しいルールにのつとつて。

もう六十数年間も、大学の先生、総長、今おつしやつたように、それだけで年に四回やつているようなことだけでは時代のニーズは酌み取れませんが、ですから、大英断をせざるを得なくて、そのときに勝手だ、わがままでと言われるのも勝手でございますけれども、しかし、やはり言葉も考えさせていただきますと、優しい馳浩さんにお話を申し上げたく存じます。

馳委員 これは大英断ではありませんね。では、本当にもう一度、前川官房長、なかなか田中真紀子大臣は物事の区別がついていないようであることが明らかになりましたね。前川さん、きのうは、大臣をフォロウする意味で、まだ文書で正式に通知をしていないと言いましたね。いつどの段階で通知をするおつもりですか。

前川政府参考人 現在のこの三大学についての

方針は、先ほど来大臣ほかの文科省の者が御説明しているとおり、まず、大学設置認可のあり方について抜本的な見直しを早急に行い、その中で審査基準などの見直しも行った上で、そのもとで改めてその三大学についての認可、不認可の判断をする、こういうことでございますので、認可、不認可の行政処分を大臣まで決裁をとり、通知するのはその時点になるといふふうに考えております。

馳委員 したがって、これは大臣にしゃべつてもらいましよう、三大学に対する不認可は決定していないという現状でよろしいですね。これははつきり言つてくださいよ。

田中国務大臣 再三再四、朝から繰り返していることをもう一回繰り返させていただけますけれども、三大学は、今の設置認可の仕組みのもとでは新設を認めることはできません。見直し後の新しい基準に照らして判断いたします。

要するに、現時点で、先ほど来皆様がおつしやつている三大学に対する不認可という処分は行つておりません。

馳委員 この後、私、ちよつと時間がなくなつてまいりましたので、ほかの質問者の方は今の答弁を踏まえて大臣の姿勢を追及していただきたいと思ひます。

大変本心に申しわけないんですが、各省の政務官などに来ていただいでいて、何も聞かずにお帰しするの失礼なので、順次、済みません、きょうはせつかく来ていただいたので、では、まず財務省。

これは、大臣、教職員定数改善の問題ですね。

これは大臣というより文科省としては、三十五人学級、順次中学校三年生までやっていくべきだという方針を示しておられます。きょうのような大臣ですから、どこまで大臣の発言に信憑性があるか私もだんだん疑わしくなってきましたが、その方針があるとして、財務省としての見解をお示しください。

柚木大臣政務官 お答えをさせていただきます。文部科学省からは、五年間で二・八万人の定数改善計画を策定し、その初年度分として五千五百人増を概算要求いただいております。

それで、財務省の見解ということでございます。御案内のように、小中学校の三十五人以下学級を含む今後の教職員定数のあり方、一般の財政制度等審議会におきまして、一点目は、定数改善を行わなくとも、子供当たりの教員数が今後五年間で一人ふえることとなることから、二点目、子供当たりの教員数を維持するという考え方に立ちまして、三点目、こうした教員数の増加分を、教育の質向上や外部人材の活用への重点投資、あるいは国、地方を通じた財政健全化に振り向けていくことが考えられるとの財政当局としての考え方をお示しいたしまして、議論をいただいたところでございます。

したがいまして、文科省の教職員の定数改善に係る概算要求につきましてでございますが、今後の予算編成におきまして、今申し上げましたような観点を含めて検討させていただきたいと思っております。

馳委員 それでは、これは議事録に残すために

政務三役の答弁をいただきましたので、次にちょっと移りますけれども、いじめの問題です。

さて、教育現場におけるいじめと犯罪の峻別を警察庁はどのように認識しておられますか。

田中政府参考人 いじめにつきましては、警察庁におきましては、犯罪または触法行為を検挙、補導した事件のうち、小学生、中学生、高校生が単独または複数で、単独または複数の特定人に対し、身体に対する物理的攻撃または言動によるおどかし、嫌がらせ、無視等の心理的圧迫を一方的に反復継続して加えることにより苦痛を与えることによる事件につきまして、いじめによる事件として報告を求め、件数を取りまとめるところでございます。

馳委員 続いて、朝鮮高校の問題についてお伺いしますが、田中大臣、委員長のとときに一緒に朝鮮高校に視察に参りましたよね。そのときに朝鮮総連の幹部が同行していたのを覚えておられますか。

田中國務大臣 初めてあの学校に馳先生や皆さんと一緒に何って、どの方がそういう方なのか、おられたかどうかということは全然わかりませんでした。

馳委員 それでは、これは警察に聞いた方がいいんですかね。朝鮮総連と朝鮮学校の現状、関係について、どのような関係か、教えてください。

河邊政府参考人 お答えいたします。朝鮮総連は、朝鮮高級学校等の朝鮮人学校と密接な関係にあり、同校の教育を重要視し、教育内容、人事及び財政に影響を及ぼしているものと認識しております。

識しております。

馳委員 では、外務省に次にお伺いしますね。

北朝鮮による延坪島砲撃以降、朝鮮半島の南北関係に何か変化はありましたか、あれから。外務省としての見解を教えてください。

村越大臣政務官 御答弁申し上げます。

一昨年の十一月の延坪島砲撃事件以来、北朝鮮をめぐりましては、昨年の南北対話や米朝対話の開始、同年十二月の金正日国防委員会委員長死去、本年二月の米朝合意、四月の北朝鮮によるミサイル発射、そして八月の日朝間での課長級予備協議等々、さまざまな動きがございました。

したがって、北朝鮮の行動や状況については何か確定的に申し上げることはできませんし、朝鮮半島情勢については依然として予断を許さない状況であるというふうに考えております。

馳委員 朝鮮学校は各種学校扱いということでありますが、都道府県において補助金とかあるいは税制優遇とかがなされていると思えますが、それはまさしく国民の税金にかかわる問題であり、現状の北朝鮮の国家の情勢に照らし合わせて、それが妥当だと考えているかどうか、これは多分、政務三役にお伺いすることになっていいると思えますので、お伺いしたいと思えます。

石津大臣政務官 馳先生の御質問にお答え申し上げます。

まず、前提でございますが、地方税法では、いわゆる学校法人及び私立学校法第六十四条第四項に規定する法人に対しましては、道府県税、そして道府県民税、そして市町村民税については、そ

の収益事業を除く場合において非課税、こういう扱いになっております。そしてまた、一方におきまして、いわゆる固定資産税につきましては、その当該法人が設置する学校において直接教育の用に供する固定資産税については非課税、こういうことになっております。

よりまして、ただいま先生からありましたように、朝鮮学校は各種学校という扱いになっておりますので、いわゆる学校法人及び私立学校法第六十四条第四項の規定に基づいて非課税の措置、こういうふうになっております。

以上でございます。

白副大臣 今の御指摘のように、各都道府県及び市町村においては、それぞれの判断により朝鮮学校に対する支援が行われていることについては承知しております。

各地方自治体のこうした判断についてコメントする立場にはございませんけれども、自分としましては、各地の朝鮮学校も含めまして、広く教育の場において拉致問題が正しく扱われる必要があると考えており、それが実現されるようにこれからも努力していきたい、そういうふうにご考えております。

馳委員 大臣、私の時間はきょうはとりあえず終わりましたが、事は緊急を要します。改めて冷静に考えて、大臣の問題意識と三大学のことは土俵の違う話でありますから、今さら新しいルールでゴールを百メートル向こうに延ばすことはしてはなりませんね。

よく副大臣や事務方の話も聞いた上で、拳々服

膺した上で、三大学に対して速やかに認可を報告し、同時に、大学設置のあり方について、大学教育のあり方についての大きな改革の方向性をお示しする。そのためにも、民主党内におきましても、内閣の中におきましても、その問題意識をその発信力でお出しになれば結構だと思いますが、話を混同されないように改めて申し上げて、私の質問を終わります。

川内委員長 馳浩君の質疑を終了いたしました。午後一時から委員会を再開することとし、この際、休憩をいたします。

午後零時二分休憩